

## 第1号案件

# 大和都市計画生産緑地地区の変更 について (諮問:生駒市決定)

# 大和都市計画生産緑地地区の変更について (生駒市決定)

## 変更理由

市街化区域内的の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限が解除された農地等を生産緑地地区から削除することについて、所要の都市計画の変更を行うものである。

## 変更内容

No.	内 容	件数	地区番号
1	生産緑地法第10条の規定により、買取り申出の結果、同法第8条の規定に基づき行為制限が解除され、生産緑地地区から削除するもの。	1件	134 208 209
2	公共施設の敷地の用に供されたことにより、生産緑地地区から削除するもの。	1件	12

# 大和都市計画生産緑地地区の変更について (生駒市決定)

## 新旧対照表

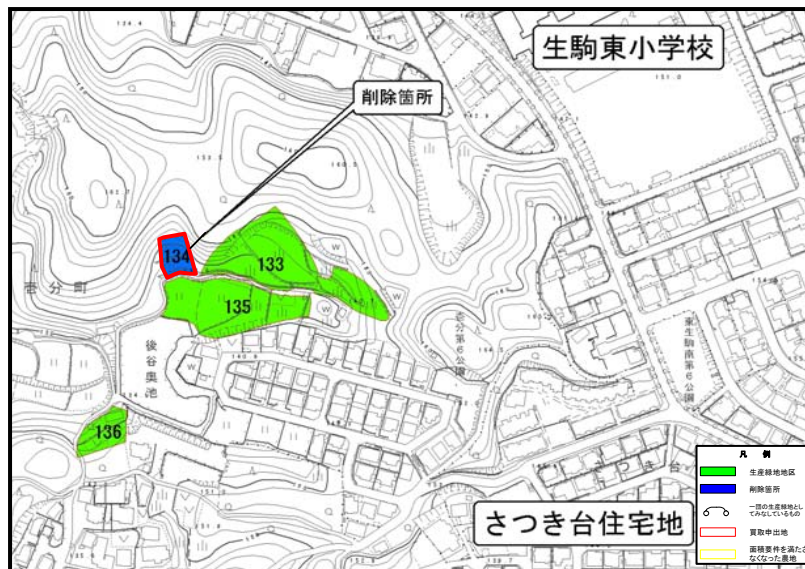
面積	備考
〈43.22ha〉 約42.89ha (△0.33ha)	〈260ヶ所〉 地区数258ヶ所 (△2ヶ所)

〈 〉 内数字は変更前  
( ) 内数字は増減数

# 変更内容 1

地区番号 134

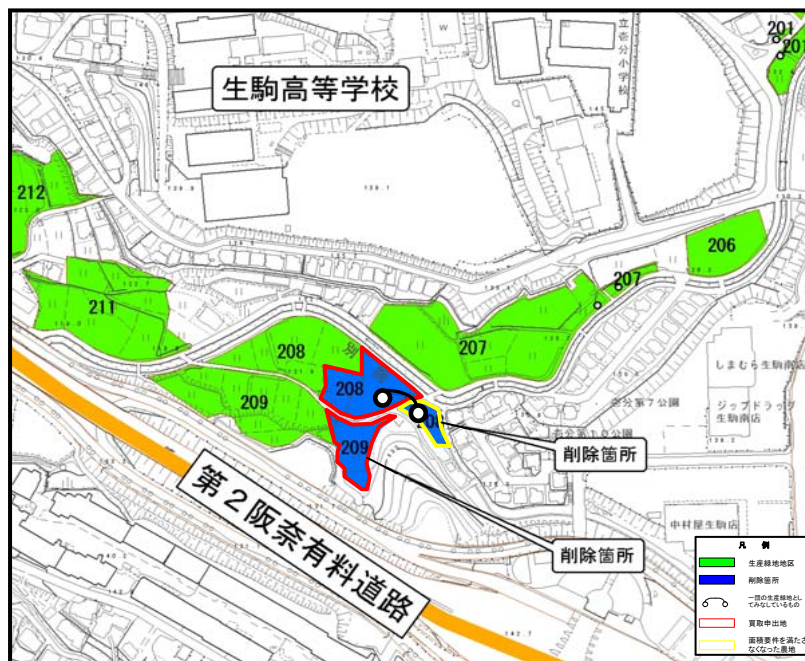
当該生産緑地地区は壱分町地内にあり、生駒市立生駒東小学校の南西側約300m、さつき台住宅地の北西に位置しております。



主たる農業の従事者が死亡されたことにより、平成21年8月12日に市へ生産緑地の買取り申出をされ、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったことから、生産緑地法第8条の行為制限を解除し、今回生産緑地地区から削除するものです。

地区番号 208  
209

当該生産緑地地区は壱分町地内にあり、奈良県立生駒高等学校の南側約150m、第2阪奈有料道路の北側約100mに位置しております。



また、この結果、残存する農地について、生産緑地地区の指定要件である面積規定を満たさなくなる部分について、合わせて削除するものです。



# 大和都市計画生産緑地地区の変更（案） の縦覧結果について

告 示 日	平成22年2月1日付 生駒市告示第13号
縦 覧 期 間	平成22年2月1日（月）から 平成22年2月15日（月）まで
縦 覧 者 数	0名
意見書の提出	なし